

議案第93号

こども課設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

こども課設置に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように制定する。

令和5年3月1日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

令和5年4月の機構改革で教育委員会にこども課が設置されることにより市長から教育委員会へ権限が委任されることに伴う変更を行うため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

こども課設置に伴う関係条例の整備に関する条例

(勝山市福祉事務所設置条例の一部改正)

第 1 条 勝山市福祉事務所設置条例(昭和 29 年勝山市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

(勝山市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正)

第 2 条 勝山市保育の必要性の認定に関する条例(平成 26 年勝山市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

保育の必要性の認定に関する条例

第 3 条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第 4 条中「市長が別に定める」を「教育委員会規則で定める」に改める。

(勝山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 勝山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年勝山市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 11 項」に改め、同項第 4 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 42 条第 1 項ただし書中「市」を「教育委員会」に改め、同条第 2 項中「市長」を「教育委員会」に改め、同条第 3 項第 2 号中「市」を

「教育委員会」に改め、同条第4項及び第5項中「市長」を「教育委員会」に改め、同条第6項中「市」を「教育委員会」に改め、同条第8項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第53条中「市長が別に定める」を「教育委員会規則で定める」に改める。

(勝山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 勝山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年勝山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

第4条第1項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第7条第1項ただし書中「市」を「教育委員会」に改め、同条第2項及び第3項第2号中「市長」を「教育委員会」に改める。

第17条第2項第3号中「第1号及び第2号」を「前2号」に、「市」を「教育委員会」に改め、同項第4号中「市長」を「教育委員会」に改める。

第22条第2項中「市町村」を「教育委員会」に改める。

第23条並びに第24条第2項及び第3項ただし書中「市長」を「教育委員会」に改める。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第32条第1項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第38条第4号及び第5号、第41条並びに第43条中「市」を「教育委員会」に改める。

第48条第1項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第50条中「市長が別に定める」を「教育委員会規則で定める」に改める。

(勝山市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第5条 勝山市子ども医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

子ども医療費の助成に関する条例

第5条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第6条第2項及び第11条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

(勝山市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 勝山市立保育園の設置及び管理に関する条例(昭和39年勝山市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条中「市長が別に定める」を「教育委員会規則で定める」に改める。

(勝山市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例の一部改正)

第7条 勝山市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例(平成27年勝山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例

第3条、第4条、第5条第2項、第6条第2項及び第9条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

(勝山市立児童センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 勝山市立児童センターの設置及び管理に関する条例(平成12年勝山市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項、第4条第5号、第5条第2項並びに第6条第1項及び第2項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第14条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

(子ども・子育て支援審議会条例の一部改正)

第9条 子ども・子育て支援審議会条例(令和5年勝山市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第1条、第2条、第4条、第7条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第8条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、改正前の勝山市保育の必要性の認定基準に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他行為は、改正後の保育の必要性の認定基準に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行前に、改正前の勝山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定によりなされた処分、手続その他行為は、改正後の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 この条例の施行前に、改正前の勝山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定によりなされた処分、手続その他行為は、改正後の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 この条例の施行前に、改正前の勝山市子ども医療費の助成に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他行為は、改正後の子ども医療費の助成に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 6 第7条の規定による改正後の子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例は、令和5年4月以降の月分の利用者負担額について適用し、同月前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行前に、改正前の勝山市立児童センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他行為は、改正後の勝山市立児童センターの設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 8 この条例の施行の際現に改正前の子ども・子育て支援審議会条例第3条の規定により委嘱された委員(以下「従前の委員」という。)である

者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の子ども・子育て支援審議会条例(以下「改正後の条例」という。)第3条の規定により、子ども・子育て支援審議会委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年2月29日までとする。